

街路樹の適正管理を含めた 歩道空間の在り方について

(建設消防常任委員会・所管事務調査報告)

令和6年1月

高松市議会

高松市議会では、毎年度、常任委員会ごとに、委員会の所管事項のうちからテーマを設定し、閉会中継続調査（所管事務調査）を行っております。

そこで、建設消防常任委員会としては、令和5年度の調査テーマを「街路樹の適正管理を含めた歩道空間の在り方について」に決定し、鋭意、調査検討を重ねるとともに、市民との意見交換会、香川大学生との意見交換会、及び2回にわたる高松第一高等学校生徒との意見交換会での意見を踏まえ、このたび委員会として調査結果を取りまとめたので、以下、報告いたします。

1 現状及びテーマ選定に至る理由について

本市が管理する街路樹は、景観向上をはじめとする様々な機能を有する一方、植栽から相当年数が経過したものが多く、枝葉や根上りなどによる通行支障など、市民生活に影響を及ぼしているものがあるほか、植栽帯と一体となる歩道では幅員が狭いところも見受けられ、自転車と歩行者との接触事故の発生も懸念されております。

こうした状況の中、今後の歩道空間における街路樹や植栽帯などの在り方を検討する必要があるとして、令和5年7月5日の委員会において所管事務調査テーマに選定しました。

2 委員会等の開催状況及び活動内容について

(1) 建設消防常任委員会

① 令和5年8月10日 当局からの現状等の説明・質疑応答

〔当局の説明概要〕

街路樹には、景観向上機能や環境保全機能、緑陰形成機能、交通安全機

能、防災機能など多様な機能があり、良好な道路環境を形成する上で、重要な役割を果たしている。

しかし、植栽後、相当の年月が経過しており、成長に伴う枝葉のはみ出しで、道路交通に支障を来したり、災害時には、倒木の恐れがあるなど多くの課題を抱えている。今後、さらなる大木化や老木化が進み、管理費用が増大していくことを考えると、これまでと同様の対応では、安全な道路空間を提供することが困難となるほか、街路樹が有する機能を発揮することもできなくなる可能性があるため、他都市の事例も参考に、国や県と協議・調整を図りつつ、市道における街路樹の管理計画の策定を検討するなど、今後とも適正な維持管理に取り組んでまいりたい。

- ② 令和5年 9月15日 論点整理・質疑応答
- ③ 令和5年 10月30日 先進地視察後の議員間討議・質疑応答
- ④ 令和5年 11月14日 取りまとめ内容の確認

(2) 視察

令和5年 10月18日・19日 先進地視察

○東京都葛飾区

- ・街路樹管理計画の概要等について
- ・桜通りの更新プロジェクトについて
- ・安全で快適な道路空間の整備についてなど

○神奈川県藤沢市

- ・都市の魅力・景観を向上させるための取組について
- ・安全な道路空間を確保させるための取組について
- ・街路樹の適正かつ持続可能な維持管理についてなど

18日 東京都葛飾区



19日 神奈川県藤沢市



(3) 意見交換会

① 市民との意見交換会

令和5年11月6日

② 香川大学生との意見交換会

令和5年11月13日

③ 高松第一高等学校生徒との意見交換会

令和5年9月29日・10月30日

3 委員会としての提言内容について

〔12月4日の委員長報告（閉会中継続調査終了）〕

(1) 街路樹再生による安全な道路空間の確保

- ① 樹木同士の間隔や道路の幅員を十分に考慮した上で、それぞれの歩道の状況に合った樹種を選定すること。
- ② 高齢者や子育て中の方、障害者にとっても歩きやすい歩道となるよう、根上がり等に対する対策を路線ごとに順次進めること。

(2) 都市の魅力・景観の向上

- ① 地元住民にとってなじみ深く親しみやすい路線となるよう、歩道の状況に合うとともに、各地域に根付いた樹木や季節の訪れを感じられる樹種を選定し、既存路線の景観を再整備すること。
- ② 市民との情報交換の機会を設けるなど、市民の意見を取り入れながら、路線と関連性のある樹種の選定を行うことで、地域における「通り」のPRやアピールになるとともに、シビックプライドの醸成にもつながるため、市民の愛着が湧くような「通り」の名前になるよう工夫すること。

(3) 適正かつ持続可能な維持管理

- ① 街路樹に関する総合計画を策定し、本市のさらなる発展と、地域住民の生活の充実に貢献できるよう、方針を確立させること。また、植栽計画に関しても、総合計画に含めること。
- ② 寄附金制度等、新たな財源確保に向けた仕組みを検討すること。また、

予算の平準化による持続可能な維持管理を行うこと。

- ③ 街路樹を路線ごとに分類した上で、それぞれの対応策を考察すること。
また、大木や古木など考慮すべき樹木については、カルテを作成・活用し、街路樹の管理を適正に行うとともに、樹木診断を適切に行うこと。
- ④ 市民ボランティアによる維持管理を推進すること。